

各都道府県知事  
各政令指定都市市長

）  
殿

消防庁次長

「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」の施行等について

「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」（平成20年法律第41号。以下「改正法」という。）の施行期日を定める政令（平成20年政令第255号）が平成20年8月20日に公布され、改正法の施行期日が平成20年8月27日と定められました。

これとあわせて、消防庁予防課及び消防大学校の所掌事務規定に危険物に係る流出等の事故の原因調査に関する事務を追加等する総務省組織令の一部を改正する政令（平成20年政令第252号）が平成20年8月20日に公布され、同月27日に施行されることとなりました。

また、平成20年7月1日付け消防応第104号にて通知している「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」のうち陸上部隊に係る部分及び同月2日付け消防応第109号にて通知している改訂後の「緊急消防援助隊運用要綱」（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）が、改正法にあわせて施行されることとなりました。なお、運用要綱には、都道府県の即応体制等の強化に係る規定（第31条）が含まれることを申し添えます。

貴職におかれましては、今回の改正の趣旨に則り、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されるようお願いいたします。